

各所属所長 殿

公立学校共済組合茨城支部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について(通知)

このことについて、公立学校共済組合本部を通じて厚生労働省から通知がありました。標記の件の取り扱いについては、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1. 特例の趣旨

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特段の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には収入に算定しないこととします。

2. 特例の対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

3. 特例の対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種に対する賃金

4. 手続き方法

ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市町村、医療機関等）から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の発行を受け、被扶養者の認定及び資格確認調査の際に、当組合に提出してください。

5. 留意事項

- * 同様の通知及び申立書の様式は、公立学校共済組合茨城支部ホームページに掲載します。
- * ワクチンの接種会場または医療機関の受付等は対象外です。 直接ワクチンの接種や予診、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。
- * 申立書の発行が受けられない場合で、雇用契約書や給与明細等で申立書に記載されるべき内容を確認できる場合は、申立書に代えてそれらの書類を提出してください。
- * 健康保険の被保険者となった場合は、対象者に該当しても被扶養者として認定できません。

【お問合せ先】公立学校共済組合茨城支部短期給付係
TEL:029-301-5424(直通)